

日本小型船舶検査機構と登録検査確認機関の設立(登録)要件について

	日本小型船舶検査機構	登録検査確認機関
設立(登録)申請者の要件	船舶の堪航性及び人命の安全の保持について学識経験を有する者七人以上が発起人が定款及び事業計画書を国土交通大臣に提出して、設立の認可を受ける。 (法25の9及び25の10)	船舶関連事業者ではなく、かつ、船舶関連事業者に支配されてないこと。 船舶安全法の命令に違反し、罰金以上の刑罰に処せられ、その執行を終わってから二年を経過していること。 当該登録を取り消されてから、二年が経過していること。 (法25の47)
設立の要件		
定款	適法であり、虚偽がないこと(法25の11)	
事業計画書	適法であり、虚偽がないこと(法25の11)	
業務方法書等	業務の開始前に業務方法書及び検査事務規程の認可を受ける。(法25の11、25の28及び25の29)	業務の開始前に検査業務規程の認可を受ける。(法25の51)
検査員	法律で定める学歴及び経験年数等の要件に適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。(法25の30及び省14)	法律で定める学歴及び経験年数等の要件に適合する知識経験を有する者が検査確認を行うものであること。(法25の47及び別表第2)
検査設備	[陸上施設](法25の11及び省16) ・屋内検査場 ・上架設備 ・検査をする小型船舶を一時的に収容することができる敷地及び水面	[陸上施設] 特になし
	[検査を実施するために必要な設備・機器](法25の11及び省16) ・小型船舶の構造及び設備の現状の適否及び変更の有無を確認するために必要な設備 ・小型船舶の復原性試験を行うために必要な設備 ・試運転において小型船舶の速力及び主機の作動状況を確認するために必要な設備	[検査確認を実施するために必要な設備・機器](法25の47及び別表第3) 一 ストップウォッチ 二 板厚計測装置 三 温度計 四 圧力計 五 回転計 六 ファイバースコープ 七 絶縁抵抗計
遂行能力	・業務に関する計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的基礎を有すると認められること。 ・事業が健全に行われ、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することが確実にあること。(法25の11)	・検査確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査確認を行わなければならない。 ・公正に、かつ、適切な設備及び検査員により検査確認を行わなければならない。(法25の49)
設立(登録)の成立	登記(法25の14)	登録簿への記載(法25の47)

法:船舶安全法 省:日本小型船舶検査機構に関する省令

注:登録検査確認機関の設立要件は法25の68において、前節(登録検定機関)の規定を準用している。